

基礎医学委員会・臨床医学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：法医学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	基礎医学委員会 ○臨床医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	法医学は、犯罪捜査の手掛かりや、裁判のための医学的証拠を見つけ出し、事件の解決・犯罪の抑止に貢献するだけでなく、事故原因の解明や再発防止、大災害における個人識別などにも深く関係しており、安全・安心な社会の構築における、その重要性は、ますます増大してきている。しかしながら、近年、日本では法医学を志す若手医師がほとんどいない。また、欧米では、法医学の専門機関が設置され、解剖や諸検査のための予算や人員が十分に確保されているが、日本では捜査機関がその都度大学に嘱託するかたちで運営されており、これら法医学実務のための十分な予算、人員などが確保しづらい現状がある。本分科会では、法医学に進む若手医師の確保戦略、わが国における法医学業務の運営制度の見直し、また、法医学の重要性に関する国民の理解を推進する。
4	審議事項	1. 法医学を志す若手医師の確保について-若手医師の動向把握と戦略 2. 現状の法医学に関する制度の問題点と改善案 3. 法医学の重要性に関する国民の理解を深める活動の推進に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年12月22日～平成32年9月30日
6	備考	※24期にて初設置